

監 査 報 告 書

平成27年6月5日

公益財団法人 J K A

会長 石黒 克巳 殿

監 事 磯 部 正 昭 (印)

監 事 中 村 一 巖 (印)

監 事 野 村 裕 (印)

私たち監事は、公益財団法人 J K A の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（同法第197条において準用する第99条第1項）（並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項）の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当財団の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及び附属明細書について監査しました。

さらに、会計監査人から、職務の執行が適正に行われることを確保する為の体制（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の説明を受け、併せて当該年度の監査を行うに当たって特に考慮した監査上の危険、監査計画及び実施した監査手続等の報告を受け、会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正に監査を行っていることを確認しました。

以上の方法によって、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等を監査しました。

2. 監査の意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当財団の状況を正しく示していると認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

なお、同監査人からは別紙のとおり、「独立監査人の監査報告書」を受けております。

以 上